

2020年4月20日
ヒロセ電機株式会社

新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置に伴う対応の件（第3報）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都道府県知事による緊急事態措置を受け、該当拠点での出社を自粛し、4月8日よりリモートワークに移行しております。

4月16日に対象拡大が発令され、これに伴う該当拠点として北関東営業所（宇都宮市）と西日本営業所（広島市）を追加いたしました。今後とも当社は、感染拡大の防止に努めてまいります。

・該当拠点

本社、横浜センター、菊名事業所、関西支店、中部営業所、北関東営業所、西日本営業所(※)

(※ 2020年4月20日 追加)

・対象期間

2020年4月8日（水）～5月6日（水）

以 上